

千葉県「スポーツ応援ロゴマーク」使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、スポーツ振興を促進するために作成した、千葉県『スポーツ応援ロゴマーク』（以下「ロゴマーク」）という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。また、ロゴマークは別表のとおりとする。

(用途)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、スポーツ振興を応援することを目的として、商品、商品等のパッケージ、サービス、名刺、ホームページ、ポスター、チラシ等にロゴマークを使用することができる。

(使用の申込み)

- 第3条 使用者は、「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用申込書（別記第1号様式）に記入の上、企画書及び使用者の概要がわかる書面を添えて知事に提出し、その許諾を得るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の許諾を要しない。
 - (1) 県内市町村が使用するとき。
 - (2) 千葉県の本庁又は出先機関に事務局を置く団体が使用するとき。
 - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
 - (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は無償とする。

(使用期間)

- 第5条 ロゴマークの使用期間は、原則として1年間とし、次項による場合を除き使用申込書に記載のとおりとする。
- 2 知事は、必要に応じて、使用期間を修正することができる。この場合において修正した期間は、許諾通知書に記載して通知する。
 - 3 前各項の使用期間終了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、改めて申込みを行い、使用許諾を受けなければならない。

(使用の許諾)

- 第6条 知事は第3条第1項による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許諾するものとする。
- (1) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
 - (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (4) 「スポーツ応援ロゴマークガイドライン」に従って使用しないおそれのあるとき。
 - (5) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (6) 第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。
 - (7) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。
- 2 知事は、ロゴマークの使用を許諾するときは、「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用許諾通知書（別記第2号様式）、により、使用者に通知するものとする。
 - 3 知事は、前項の許諾に際し、条件を付すことができる。
 - 4 知事は、使用を許諾しないときは、「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用不許諾通知書（別記第3号様式）、により使用者に通知するものとする。

（許諾内容の変更の申込み）

- 第7条 許諾を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用内容変更申込書（別記第4号様式）を知事に提出し、その許諾を得るものとする。
- 2 知事は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾する場合には、「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用内容変更許諾通知書（別記第5号様式）により、使用者に通知するものとする。
 - 3 知事は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾しない場合には、「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用内容変更不許諾通知書（別記第6号様式）により、使用者に通知するものとする。
 - 4 第6条の規定は、第1項の申込みについて準用する。

（使用禁止及び許諾の解除）

- 第8条 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。
- (1) 第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 第6条第3項の条件に反したとき。
 - (3) 第9条各号の遵守事項を遵守しないとき。
- 2 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。
 - (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
 - (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。
 - 3 知事は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは「スポーツ応援ロゴマーク」使用禁止・使用許諾解除通知書（別記第7号様式）により、使用者に通知するものとする。
 - 4 知事は前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用上の遵守事項）

- 第9条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「スポーツ応援ロゴマークガイドライン」に従って使用すること。
- (4) 原則として物品には「スポーツ応援チーバくん」と表記を付すること。
- (5) 原則として物品には許諾番号を付すること。
- (6) 許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難であると知事が認めるものについては、その写真若しくは電子データをもって代えることができる。

(責任の制限)

第10条 使用者は、ロゴマークの使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、ロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関して必要な事項については、別に知事が定める。

- 2 本要領は通知なく改定される場合がある。改定内容については、千葉県ホームページ等で告知する。

附則

この要領は、平成31年1月15日から施行し、平成31年1月17日から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月8日から施行する。

附則

この要領は、令和3年9月7日から施行する。

附則

この要領は、令和4年8月3日から施行し、令和4年4月1日以降申込書の提出のあったものに適用する。

別表 (スポーツ応援ロゴマーク)

